

花園中央公園野球場スコアボード改修事業
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「花園中央公園野球場スコアボード改修事業」に係る受注事業者の選定にあたり、本公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等の必要な事項を定める。

2 事業に関する事項

- (1) 事業名 花園中央公園野球場スコアボード改修事業
- (2) 事業場所 東大阪市松原南一丁目1番 地内
- (3) 事業の目的

現在の花園中央公園野球場スコアボードは設置から約20年が経過している。修繕に必要な備品の製造が中止されており、不具合があった場合使用不可となるなどの影響があることから改修をおこなうもの。

- (4) 事業概要

- ア 既設スコアボードの撤去・処分 一式
- イ 新設スコアボード等の設置 一式
- ウ 外部塗装 一式
- エ 電気設備工事 一式

※詳細は仕様書のとおりとする。

- (5) 工期 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 契約上限額・下限額

195,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

また、147,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を下限とする。なお、提案見積金額は、この限度額を下回ってはならない。提案見積金額が限度額を下回った場合は、失格とする。

4 実施形式

- (1) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(2) 選定方法

プロポーザル参加者により提出された技術提案書等及びプレゼンテーションをもとに審査を行い、その内容を「花園中央公園野球場スコアボード改修事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価し、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

5 スケジュール

令和7年4月16日（水） 公募開始
令和7年4月17日（木）～令和7年4月25日（金） 現場見学会
令和7年5月 2日（金） 質疑受付締切
令和7年5月 9日（金） 質疑に対する回答
令和7年5月14日（水） 参加意思表示書等の提出締切
令和7年5月16日（金） 参加資格の有無通知発送
令和7年5月23日（金） 技術提案書等の提出締切
令和7年5月30日（金） プレゼンテーション審査
令和7年6月 6日（金） 結果通知
令和7年6月13日（金） 契約締結

上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

6 現場見学会

現場の見学会については、要望に応じて対応する。

(1) 対応期間

令和7年4月17日（木）～令和7年4月25日（金）

上記期間の平日10：00から16：00までの間で対応する。

(2) 連絡等

「18 問合せ先」に記載のある担当窓口へ事前に電話連絡すること。なお、現場見学会当日の具体的な手順等については、担当窓口から指示する。

(3) 見学会

見学会のため、業務に関する質疑については一切受け付けない。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質疑書【様式6】により、メール件名を「(〇〇会社) 質疑：花園中央公園野球場スコアボード改修事業」とし、電子メールにて提出すること。提出後、必ず電話で電子メールを送信した旨を伝え、担当課による受信の確認を得ること。なお、電話又は口頭による質疑は一切受け付けない。

(2) 期限

令和7年5月2日（金）17：00まで（必着）

(3) 提出先

「18 問合せ先」に記載のある E-mail アドレス

(4) 回答方法

東大阪市ウェブサイト（公園課ページ）にて掲載予定

(5) 回答日

令和7年5月9日（金）17：00（予定）

8 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、候補者決定の間に、いずれかの要件を満たさなくなった者は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 東大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる税（法令等の規定に基づく徴収又は納税の猶予を受けているものを除く。）を滞納していない者であること。

ア 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））

イ 消費税

ウ 地方消費税

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と

子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(8) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、

直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(9) 建設業法（昭和24年法第100号）第15条の規定に基づく電気工事業又は電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有する者（本社から委任を受けている営業所等で参加する場合は、電気工事業又は電気通信工事業に係る許可を受けている営業所に限る。以下「特定建設業許可者」という。）のうち、同法第27条の23に規定する直近の経営事項審査において経営規模等評価結果通知書の「電気」又は「電気通信」の総合評定値が700点を超えるもの。

(10) 過去10年の間に本件改修事業と同様又は類似の工事を受託し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

(11) 直接かつ恒常的な（公募開始日現在において3か月以上）雇用関係にある技術者（1級電気工事施工管理技士、1級電気通信施工管理技士、第1種電気工事士又は技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第4号に掲げる電気電子部門又は同条第21号に掲げる総合技術監理部門に係る者に限る。）を、本件工事の施工に当たり専任で配置することができる者であること。

9 参加意思表示等の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 【様式1】参加申込書及び誓約書 1部

イ 【様式2】施工実績書 1部

ウ 【様式3】専任配置予定技術者届 1部

エ 専任配置予定技術者の免状等の写し 1部

オ 会社概要 1部

カ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し 1部
（公募開始日において有効かつ最新のものに限る。）

キ 特定建設業許可者であることを証明する書類 1部

ク 市税、都道府県税、国税の各納税証明書 1部

（証明書を発行するにあたり期間を指定する必要がある場合は直近2年分）

(2) 提出期間

令和7年4月16日（水）から令和7年5月14日（水）まで
ただし、閉庁日を除く。

(3) 提出時間

9：00から17：00まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和7年5月14日（水）までに到着したものに限り受け付ける。また、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

「18 問合せ先」に記載のある担当窓口

(6) 回答日 令和7年5月16日（金）参加資格の有無【様式7】を郵送で通知する

10 技術提案書等の提出締切

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 技術提案書 10部（正本1部、副本9部）
- ② 設計・工事見積書 10部（正本1部、副本9部）
- ③ 保守・管理見積書 10部（正本1部、副本9部）

(2) 提出期間

令和7年5月16日（金）から令和7年5月23日（金）まで
ただし、閉庁日を除く。

(3) 提出時間

9：00から17：00まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和7年5月23日（金）までに到着したものに限り受け付ける。また、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

「18 問合せ先」に記載のある担当窓口

11 技術提案書等作成方法

(1) 技術提案書の作成方法

ア 技術提案書は、A4版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズに折り込むこと。なお、文字の大きさは、原則として11ポイント以上とし、概ね15枚以内（表紙除く）で簡潔に

記載すること。

- イ 技術提案書は、仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「花園中央公園野球場スコアボード改修事業」、提出年月日、会社名を記載すること。なお、技術提案書に記載すべき項目は、次のとおりとし、(別紙1)「評価基準」の評価視点等を参考に記入すること。

記載すべき項目	記載様式
a. 設計・工事見積書	【様式4】
b. 保守管理経費見積書	【様式5】
c. 工事の実施方針、工程、施工計画、実施体制、品質管理	任意様式（15枚以内）
d. 操作性	
e. 表示パネルの内容、仕様	
f. 表示方式	
g. 保守・管理（保守管理内容、リスクマネジメント、部品交換対応期間・保証期間、主要部品交換費及び耐用年数、消費電力量等）	
h. アピールポイント及びその他必要事項等	

(2) 設計・工事見積書の作成方法【様式4】

- ア 設計及び工事にかかる見積金額を消費税及び地方消費税を含まない額で記載すること。

- イ 単価・人員等積算の内訳がわかるよう作業項目（「2 工事の概要」の「(2)工事内容」の項目）ごとに詳細を添付すること。

- ウ 見積日・工事名・会社名・代表者名を明記し、提出日において東大阪市に使用印鑑として届けている印鑑を押印すること。また、技術提案書とは別に封筒に入れて提出すること（代表者印で封じ目全てに封印すること）。

(3) 保守管理経費見積書等の作成方法

＜【様式5】に記載＞

- ア 下記(i)(ii)を踏まえ1年間の基本的な緊急対応（無償の保守期間がある場合、その期間終了後）、点検にかかる見積金額（以下、「保守管理経費」という。）を消費税及び地方消費税を含まない額で記載すること。

(i) 緊急対応

- ・施設利用時間内におけるトラブル等の通報に対応できる体制とする。
- ・部品交換が不要で軽微な修繕については、保守管理経費に含まれるものとする。
- ・トラブル通報を受けて対応した場合には、その内容を書面にまとめ、報告する。

(ii) 保守点検

- ・年1回保守点検を実施し、点検結果を書面にて報告する。
- ・保守点検時に機器の清掃を実施する。
- ・不具合のある箇所について修繕方法を書面にて報告する。

(任意様式に記載)

イ 下記事項については、上記アの保守管理経費に含まないが、技術提案書に記載すること。

- ・上記アの保守管理経費見積書の積算内訳
- ・通報から現場に到着するまでの所要時間
- ・年間想定使用時間を1,000hとした光熱水費、通信費等の固定費
- ・主要部品の修繕更新費及び修繕計画
- ・解体処分費

(4) その他共通事項

ア 技術提案書、設計・施工見積書及び保守・管理見積書の副本（各9部）の作成にあたっては、企業名や社章等、企業を特定することができる文字又は記号について、記載しないか又は黒く塗りつぶしマスキングをすること。

イ 技術提案書、設計・施工見積書及び保守・管理見積書の提出は1社（者）につき1案とする。

1.2 プレゼンテーション

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された技術提案書等について、選定委員会によるプレゼンテーション審査を行う。

- (1) 審査対象 参加資格を有することを認められた者
- (2) 審査方法 プレゼンテーション審査
- (3) 審査基準 (別紙1)「評価基準」のとおり
- (4) 審査日 令和7年5月30日（金）

なお、応募者が多数の場合は別途審査日を設けるものとする。

(5) プレゼンテーションの方法

ア 時間は1社（者）あたり40分とする（準備時間10分、提案20分、質疑10分）

イ 出席者は5人以内とし、元請業者以外の入室を認めない。なお、主たる説明・質疑応答は、本工事の主担当者が行うこと。

ウ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備したプロジェクター、スクリーンを利用することができるが、パソコン及び接続ケーブルは各自で持参すること。なお、使用する電子データは、技術提案書と同一内容とし、変更や追加

- 等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。
- エ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された技術提案書と相違ないこととし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が技術提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。
- オ プレゼンテーションは非公開とする。

1 3 審査方法

選定委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ア 選定委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を受注候補者（優先候補者）として選定する。
- イ 評価点が同点の場合は、技術提案内容の評価が高い事業者を選定する。
- ウ 提案者が1社（者）のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば受注候補者（優先候補者）とする。
- エ 受注候補者（優先候補者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合又は同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本工事についての交渉を行う。

(2) 評価基準

提出書類、プレゼンテーションを基に、(別紙1)「評価基準」に基づき評価を行う。

(3) 審査結果

審査結果については、全ての参加事業者文書で通知する（令和7年6月6日（金）発送）とともに、本市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 技術提案の失格

以下のいずれかの条件に該当する場合は、選定委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成及び記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 見積書の正本の提出について、代表者印が押印されていない場合及び見積金額に訂正のある場合
- オ 見積書の正本の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目全てに押印が必要）

- カ 見積書の正本の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- キ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ク プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ケ 「3. 契約上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合
- コ あらかじめ設定した最低基準点（別紙1）「評価基準」のとおり）を下回った場合

1.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え・修正及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

1.5 情報公開及び提供

市は提案者から提出された技術提案書等について、東大阪市情報公開条例（平成11年3月31日条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受注候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.6 契約の締結等

- (1) 受注候補者（優先交渉者）との間で、業務内容等の履行確認を行い、協議が整った上で、業務の契約を行う。
- (2) 受注候補者（優先交渉者）との間で、契約が成立しなかった場合は、次点の者を契約交渉の相手方とする。
- (3) 入札保証金 東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。
- (4) 契約保証金 東大阪市財務規則第115条による。
- (5) 前金払、中間前金払 東大阪市公共工事の前金払に関する規則第2条による。

1.7 その他

- (1) 再委託

受注者は、業務の一部を第三者へ委託する場合、発注者の承認を得なければならない。
また、市内業者の受注機会確保の観点から、選定にあたっては市内業者を採用するよう

努めること。

ア 提出日において東大阪市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

イ 提出日において東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(2) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て受注者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザルに要した費用を東大阪市に請求することはできない。

(4) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は技術提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(6) 著作権等の権利

技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市土木部公園課（担当者 大西、上野、生魚）

電話 06-4309-3228

ファックス 06-4309-3836

電子メールアドレス koen@city.higashiosaka.lg.jp